



社協会費の使い途を説明
～自治会別懇談会より～

8月は社協一般会費納入の月

あなたも社協に入会下さい 世帯単位で1,000円

会費が支える みんなの社協!

毎年八月は、社協の一般会費の納入月です。昨年度は、豪雨災害で一宮支部については、本年一月にお願いしましたが、今年度は、予定通り八月にお願いします。

社協は、みなさんの組織です。よって、その構成員であるみなさんが、社協の一員であるという考えのもと「会費」をお願いしています。皆様が社協の会費を納入していただくことは、日々の暮らしの中で大きな意味があります。

**社協は、みんなの組織
公的な顔を持つ民間福祉団体**

社協(社会福祉協議会)は、社会福祉法第109条に規定された地域福祉を進める民間の福祉団体です。それは、市区町村につき設置できない組織です。ほとんどの社協は、「社会福祉法人」という法人格を持っており、兵庫県市社協も社会福祉法人です。また、行政が行う業務の一部を受託したり、社協でしかできない公的な業務(生活福祉資金の貸付や福祉サービス利用援助事業など)を行うなど、「公的な顔」をもっています。ですから法人業務や地域福祉業務を担当する職員には、市から人件費の補助もあります。しかし、その反面、「民間団体」として、

行政施策では出来ない取り組みを「先駆性」「開拓性」「柔軟性」という社協独自の性格を活かして実施しており、これが社協の特徴でもあります。

市民のみなさんを「会員」とする「みなさんの会」です

こうした公的な顔と民間としての顔をもった組織ですが、その組織の基本は、住民のみなさんを「会員」としていることです。ですから、社協は会費をいただいた市民の「みなさんの会」と言えます。

**会費は、一般会費と賛助会費
一般会費は世帯を単位に千円**

会費は、一般会費と賛助会費の

二種類あり、一般会費は、世帯を単位として千円をお願いしています。社協会員になっているからといって特典はありませんが、社協が「市民の皆様のため」であり、皆様の「ふだんのくらしのしあわせづくり」のために日々活動している会であることが大きな意味をもっています。その会の会員として一年間入会していただける方は、ぜひとも会費を納入していただきたいと思います。

「なくてはならない社協」を支えるみなさんの会費

会費は、社協の組織を支える総務管理経費に充当します。今年度は、昨年度の実績から二千二百四十六千円を予定しており、その使い道は、三頁に記載のとおりです。ご覧のとおり、会費は社協にとっても大切な財源であり、これを会員である皆様に支えていただいているわけです。なくてはならない社協です。皆様のご理解とご協力をお願いします。会費は八月に自治会長へ依頼します。